

○東京都立学校の授業料等徴収条例

第一条 東京都立の中学校、高等学校(専攻科を含む。)、中等教育学校及び特別支援学校の高等部(専攻科を含む。)の授業料、入学料、入学考査料、通信教育受講料、聴講料、聴講生考査料及び証明書手数料(以下「授業料等」という。)は、本条例の定めるところにより徴収する。

(昭三三条例三〇・昭三七条例五九・昭五一条例四二・平二条例一二一・平一二条例一七三・平一六条例一三八・平一七条例一二四・平一九条例四〇・平二〇条例三八・一部改正)

第二条 授業料等の額は、次のとおりとする。

一 授業料

イ 高等学校

(1) 全日制の課程

(イ) 単位制による課程以外の課程 年額 一一八、八〇〇円

(ロ) 単位制による課程

a 高等学校の定時制又は通信制の課程の生徒であって単位を修得するために当該単位に係る科目の履修を許可されたもの(以下「併修生」という。)以外の生徒 年額 一一八、八〇〇円

b 併修生 一単位につき 三、九六〇円

(2) 定時制の課程

(イ) 単位制による課程以外の課程 年額 三二、四〇〇円

(ロ) 単位制による課程 一単位につき 一、七四〇円

(3) 専攻科 年額 一一八、八〇〇円

ロ 中等教育学校の後期課程 年額 一一八、八〇〇円

ハ 特別支援学校の高等部(専攻科を含む。)年額 一、二〇〇円

二 入学料

イ 高等学校

(1) 全日制の課程及び専攻科 五、六五〇円

(2) 定時制の課程 二、一〇〇円

(3) 通信制の課程 五〇〇円

ロ 中等教育学校の後期課程 五、六五〇円

三 入学考査料

イ 中学校 二、二〇〇円

ロ 高等学校

(1) 全日制の課程及び専攻科 二、二〇〇円

(2) 定時制及び通信制の課程 九五〇円

ハ 中等教育学校 二、二〇〇円

ニ 特別支援学校の高等部(専攻科を含む。) 五〇円

四 通信教育受講料

高等学校 一単位につき 三三六円

五 聴講料

高等学校 一単位につき 一、七四〇円

六 聴講生考査料

高等学校(生涯学習講座を除く。) 九五〇円

七 証明書手数料

卒業証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書 一通につき 四〇〇円

2 前項の規定中、証明書手数料については、在学中の者からは徴収しない。

(昭二九条例一五・昭三〇条例四・昭三一条例一一・昭三三条例三〇・昭三七条例五九・昭三八条例二六・昭四〇条例四二・昭五一条例四二・昭五三条例二六・昭五四条例一四・昭五五条例三二・昭五九条例三四・昭六一条例三五・昭六三条例四二・平二条例四五・平二条例一二一・平四条例五二・平六条例三二・平八条例三一・平一〇条例六三・平一二条例一〇六・平一二条例一七三・平一四条例四八・平一六条例五二・平一六条例一三八・平一七条例三六・平一七条例一二四・平一八条例三九・平一九条例四〇・平二〇条例三八・平二六条例四〇・一部改正)

第三条 授業料、通信教育受講料及び聴講料は、前納しなければならない。

2 入学料は、入学手続をする際に納付しなければならない。ただし、中等教育学校の後期課程の入学料は、前期課程を修了し後期課程に進級する際に納付しなければならない。

3 入学考査料及び聴講生考査料は、入学願書を提出する際に納付しなければならない。

4 証明書手数料は、証明書の交付を申請する際に納付しなければならない。

(昭五一条例四二・昭六三条例四二・平二条例一二一・平一二条例一〇六・平一七条例一二四・一部改正)

第四条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、東京都教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(昭三八条例二六・全改、昭五一条例四二・一部改正)

第五条 授業料、入学料、入学考査料、通信教育受講料及び証明書手数料は、東京都教育委員会が必要と認めたときは、これを減免することができる。

(昭三八条例二六・昭五一条例四二・平二六条例四〇・一部改正)

第六条 この条例施行に必要な事項は、東京都教育委員会が定める。